

福井県報

第 423 号
令和 8 年
10月20日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 有害な興行の指定（４４０・県民安全課）…………… 1
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定（４４１・長寿福祉課） 1
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定（４４２・同）…………… 2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止（４４３・同）…………… 2
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止（４４４・同）…………… 2
- 介護保険法の規定による指定介護老人福祉施設の指定（４４５・同）…………… 3
- 介護保険法の規定による指定の辞退（４４６・同）…………… 3
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（４４７・森づくり課）…………… 3
- 保安林の指定の予定（４４８～４５１・同）…………… 4

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（
税務課）…………… 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルの実施
（エネルギー課）…………… 5
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施（長寿
福祉課）…………… 8
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見（商業・市場開拓課）…………… 10
- 土地改良区の役員の退任（奥越農林総合事務所）…………… 10

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出（１３５）…………… 11
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出（１３６）…………… 11
- 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出（１３７）…………… 11

収用委員会告示

- ※個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示（１）…………… 11

公立大学法人福井県立大学公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施…………… 11

告 示

福井県告示第440号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和8年9月24日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	ザ・ハウスメA I ド 服従 (原題) SUBSERV I E N C E	A t e m o (アメリカ)

福井県告示第441号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1872300221	デイサービスセンター高浜	福井県大飯郡高浜町和田 168-22	社会福祉法人フロンティア	令和8年10月1日	通所介護
1852380037	ショートステイ 高浜の憩	福井県大飯郡高浜町和田 168-22	社会福祉法人フロンティア	令和8年10月1日	短期入所生活介護

福井県告示第442号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1852380037	ショートステイ 高浜の憩	福井県大飯郡高浜町和田 168-22	社会福祉法人フロンティア	令和8年10月1日	介護予防短期入所生活介護

福井県告示第443号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1872300106	高浜けいあいの里	福井県大飯郡高浜町和田168-22	社会福祉法人友興会	令和8年8月30日	令和8年9月30日	通所介護
1872300098	高浜けいあいの里	福井県大飯郡高浜町和田168-22	社会福祉法人友興会	令和8年8月30日	令和8年9月30日	短期入所生活介護

福井県告示第444号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

事業所			事業者の名称	廃止届出 受理年月日	廃止日	サービスの種類
番号	名称	所在地				
1872300098	高浜けいあいの里	福井県大飯郡高浜町和田168-22	社会福祉法人友興会	令和8年8月30日	令和8年9月30日	介護予防短期入所生活介護

福井県告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	許可年月日	サービスの種類
番号	名称	所在地			
1852380037	特別養護老人ホーム 高浜の憩	福井県大飯郡高浜町和田168-22	社会福祉法人フロンティア	令和8年10月1日	介護老人福祉施設

福井県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定による指定の辞退の届出があったので、同法第93条第2号の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

事業所			事業者の名称	辞退届出 受理年月日	辞退日
番号	名称	所在地			
1872300098	高浜けいあいの里	福井県大飯郡高浜町和田168-22	社会福祉法人友興会	令和8年8月30日	令和8年9月30日

福井県告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今立郡池田町美濃俣18字尾ソラ1の1、1の2、19字向山1の1、1の2、20字皿谷11の1、11の2、21字赤壁1の1、1の2、24字石仏1の1、1の2、

25字八田平1の1から1の4まで、26字天窪1の1、27字岩屋谷1の1から1の3まで、28字戸ヶ平1の1、1の2、29字緑谷1の1から1の3まで、30字天五谷1、31字口無シ1

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

美濃俣27字岩屋谷1の2、28字戸ヶ平1の1、1の2、29字緑谷1の1、1の2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第448号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 保安林予定森林の所在場所

勝山市北郷町東野63字背山16、64字大久保2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

北郷町東野63字背山16・64字大久保2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第449号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 保安林予定森林の所在場所

勝山市野向町薬師神谷72字稲場1の1、1の4から1の8まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第450号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 保安林予定森林の所在場所

福井市大味町58字上シャコ5、11、33字四万田1、44から46まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第451号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 保安林予定森林の所在場所

南条郡南越前町糠188字四ヶ窪15から21まで、23

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量

自動車税納税通知書等の電子化対応（法人納税者向け）に係る税務システム改修業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県総務部税務課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年9月18日

4 随意契約の相手方の名称および住所

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲3丁目3番3号

5 随意契約に係る契約金額

67,244,100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることにした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザルを実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

県有施設LED照明リース業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和20年9月30日まで

(3) 業務内容

県有施設LED照明リース業務に係る「企画提案募集要領」「仕様書」による。

(4) 履行場所

福井県内の県有施設

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、法人または共同企業体であって、それぞれ

県有施設LED照明リース業務の調達に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について、3に定めるところにより受審資格認定申請書等を提出し、本件提案に係る受審資格を有することについて本県知事から確認を受け、県の認定を受けた者とする。

① 法人

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 官公署が発注するLED照明の導入に関する業務・工事における受注実績があること。（照明の施工が完了している案件のみ受注実績として取り扱う。）

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(4) 現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

② 共同企業体

ア ①の(2)から(6)に掲げる要件の全てを満たす法人により自主的に結成されたものであり、共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）で次に掲げる事項を定めた協定書を締結していること。

(ア) 共同企業体の目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称および所在地

(エ) 代表構成員の名称および権限

(オ) 構成員の出資割合

(カ) 各構成員の責任

(キ) 利益金および欠損金の配当ならびに負担の割合

(ク) 取引金融機関の名称

(ケ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置

(コ) 業務期間中における構成員の破産、会社更生、民事再生手続または解散に対する措置

(サ) 共同企業体解散後の契約不適合責任

なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ本県と協議すること。

イ 共同企業体の出資比率が最大の者が代表者であること。ただし、出資比率が最大の者が複数ある場合は、いずれかの者が代表者となること。

ウ 全ての構成員が、本県提案に参加する他の共同企業体の構成員となっていないこと。

3 受審資格の認定の申請手続等

(1) 受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

ア 提出書類

受審資格認定申請書（様式第1号）、会社概要書（様式第2号）、3 応募資格に定める官公署が発注するLED照明の導入に関する業務・工事における導入実績が確認できる資料他、必要書類

イ 提出方法

3(1)エに記載のメールアドレスに提出すること。

ウ 提出期限

令和8年11月4日（水）17時まで（必着）なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

エ 提出場所および申請に係る質問を受け付ける場所ならびに認定に関する事務を担当する部局の所在地および名称

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 0776-20-0302

電子メール energy@pref.fukui.lg.jp

オ 提出資料の様式等

実施要領および各種様式等関係書類の交付については、次のとおりとする。

(ア) 交付期間

令和8年10月20日（火）から令和8年11月30日（月）まで（土、日、祝日を除く。）の9時から17時までとする。

(イ) 交付場所

3(1)エに同じ。なお、福井県ホームページ（<https://www.pref.fukui.lg.jp>）からもダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定時期

受審資格の認定は、令和8年11月30日（月）までに行う。

(3) 受審資格の認定結果

書面により申請者に通知する。

(4) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和8年11月12日（木）17時までに、説明を求める旨を記載した書面を3（1）エあてに、電子メールにて提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた者に対して、令和8年11月20日（金）までに、書面により回答する。

4 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和8年11月12日（木）17時までに電子メールで文書（様式第3号）を提出すること（提出先：energy@pref.fukui.lg.jp）。質問に対する回答は、電子メールにより、全ての受審資格認定者に対して一斉に行う。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

企画提案書等

(2) 提出方法

3(1)イに同じ。

(3) 提出期限

令和8年11月30日（月）17時まで（必着）なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

(4) 提出場所

3(1)エに同じ。

(5) 提出資料の様式等

3(1)オに同じ。

(6) その他

企画提案書および見積書の作成にあたり、現地調査の実施や図面等の提供は行わない。

【別添2】既存照明器具一覧、【別添3】技術仕様書の情報を基に作成すること。

6 審査会および契約先候補者の選考等

(1) 審査会

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、別途設置する審査委員会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、受託予定事業者を選定する。プレゼンテーションは、対面または審査委員会が指定するビデオ会議システムにより令和8年12月中旬頃の実施を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

(2) 審査結果

審査結果については、採否に関わらず企画提案書を提出した者に書面で通知する。

なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 選定されなかった提案者に対する理由の説明

ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、通知を受け取った日から5日以内（休日を除く）に説明を求める旨を記載した書面を電子メールにて担当窓口に提出しなければならない。

イ 県は、説明を求めた提案者に対しては、書面の提出があった日から10日以内に書面により回答する。

7 その他

(1) この公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。

(2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案に関する経費は、全額提案者負担とする。

(5) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(6) 提案者の選定に当たり、提案者に対して、企画提案書の内容についての説明を求めることがある。

(7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の見地の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

(8) 提案書類の作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。

(9) 本件に係る福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、開示の対象とする。ただし、先行期間中においては、同条例第7条第6号の規定に

基づき、開示の対象としない。

- (10) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。

8 Summary

(1) Subject matter

LED lighting leasing for prefecture-owned facilities

(2) Deadline for the submission of proposals

5:00 P. M. 4th November 2026

(3) Contact point

Energy Division, Department of Energy and Environment, Fukui Prefectural Government, 3-17-1, Ohte, Fukui city, Fukui Prefecture, 910-8580, Japan. (TEL +81 776-20-0302)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量

福井県立すこやかシルバー病院医療情報システムハードウェア更新業務および薬剤業務支援システム導入業務 一式

(2) 業務内容

入札説明書、契約書案および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 履行期限

令和9年3月31日（水）

(4) 履行場所

福井県福井市島寺町93-6

福井県立すこやかシルバー病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」とい

う。）について知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) この入札に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先 〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ

電話 0776-20-0332

(2) 入札説明書等の交付期間

令和8年10月20日（火）から令和8年11月20日（金）まで（福井県の休日
を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日
」という。）を除く。）の9時から17時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあっては、別紙様式1）に、仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和8年10月20日（火）から令和8年11月20日（金）まで（休日を除く。
）の9時から17時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。申請書の提出に使用するICカードは、電子署名および認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

イ 紙入札者によりこの入札に参加しようとする者

(ア) 提出方法

提出期限内に提出先に直接持参により提出すること。

(イ) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ

電話 0776-20-0332

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和8年12月2日（水）8時30分から17時まで および令和8年12月3日（木）8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和8年12月4日（金）10時00分

7 入札書に記載する金額

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部長寿福祉課 介護サービスグループ

電話 0776-20-0332

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うと

ともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 1 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Medical information system

hardware upgrade and

implementation of a pharmaceutical operations support system, lset

(2) Date, time of bidding

10:00am December 4, 2026

(3) Deadline for delivery

March 31, 2027

(4) The place for delivery

93-6 Shimadera-town, Fukui-city,

Fukui-prefecture

Fukui Prefectural Sukoyaka Silver

Hospital

(5) Contact point for the notice

Senior citizen welfare division,

Fukui Prefectural Government,

3-17-1, Ote, Fukui city,

Fukui prefecture, 910-8580, Japan

TEL 0776-20-0332

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 大規模小売店舗の名称および所在地

SUPER CENTER PLANT-3 清水店

J A 越前丹生農産物直売所 丹生膳野菜

福井市三留町21号4番地

福井市風巻町27番地2

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代

表者の氏名

① 株式会社PLANT

代表取締役 三ツ田 泰二

坂井市坂井町下新庄15番地8の1

② 福井県農業協同組合

代表理事組合長 齊藤 雅幸

福井市大手3丁目2番18号

③ 高縄 信隆

福井市中野3丁目508

3 聴取した意見の概要

福井市

・代表者の氏名が変わったことから、「SUPER CENTER PLANT-3」について福井市公害防止条例の「氏名（名称、住所、所在地）変更届出書」を提出すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井市宝永2丁目4番10号

宝永分庁舎

福井市商工労働部商工労政課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、明後土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8年10月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 退任（令和8年9月12日）

役職 氏 名 住 所

理事 横山 久男 大野市中保第21号1番地3

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第135号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和8年8月25日	皇国正道党	西村 大夢	福野 真理奈	坂井市春江町千歩寺35-1-61

福井県選挙管理委員会告示第136号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和8年1月22日	山中しゅんすけ後援会	山中 俊祐	公職の種類（第1号）	衆議院議員	参議院議員
			公職の候補者の氏名および公職の種類（第2号）	山中 俊祐 衆議院議員	山中 俊祐 参議院議員
令和8年6月16日	佐々木まこと後援会	佐々木 真	会計責任者	佐々木 真	有村 博美

福井県選挙管理委員会告示第137号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

福井県選挙管理委員会

委員長 吉川 奈奈

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和8年1月22日	山中 俊祐	山中しゅんすけ後援会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員

収用委員会告示

福井県収用委員会告示第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年10月20日

福井県収用委員会 会長 金井 亨

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年福井県収用委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

様式第3号、様式第15号および様式第23号中「または住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この告示は、令和8年10月20日から施行する。
（経過措置）
- この告示による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公立大学法人福井県立大学公告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則（平成31年公立大学法人福井県立大学細則第2号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年10月20日

公立大学法人福井県立大学

理事長 窪田 裕行

- 入札に付する事項
 - 調達する物品の名称および数量
福井まちなかキャンパスオフィス家具等一式
 - 契約内容

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。 (3) 納入期限 令和9年3月26日 (4) 納入場所 福井県福井市手寄1丁目4-1 公立大学法人福井県立大学 福井まちなかキャンパス 2 入札に参加する者に必要な資格 この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則（平成19年公立大学法人福井県立大学細則第17号）第4条に基づき定める競争入札参加の資格を有し、公立大学法人福井県立大学物品等または特定役務の調達手続に関する会計細則第5条に基づく審査による認定を受けた者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。 (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。 (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。 ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者 ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者 エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者 オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 3 入札説明書等の交付 (1) 入札説明書等は、本学ホームページで公開する。 (2) この入札に関する問合せ先 〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1	公立大学法人福井県立大学 財務課 電話 0776-61-6000 4 資格の確認に関する事項 この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し本学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。 (1) 申請書の提出期限 令和8年11月6日（金）16時 (2) 提出方法 持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。 (3) 提出先 3(2)と同様とする。 5 入札書の提出方法、入札および開札の場所ならびに日時 (1) 入札書の提出方法 持参または郵送すること（郵送の場合は提出期限必着とする。）。 なお、入札書と同時に内訳表（任意様式）を提出すること。 (2) 入札および開札の場所ならびに日時 ア 場所 公立大学法人福井県立大学 本部棟3階大会議室 イ 日時 令和8年11月30日（月）9時 6 入札方法に関する事項 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 7 落札者の決定に関する事項 この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 8 その他 (1) 入札保証金および契約保証金 公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。 (2) 入札の無効 公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則の規定による。 (3) 契約書作成の要否
---	---

要

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに本学に報告すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Office furniture set for Fukuimachinaka Campus, a complete set
- (2) Date and time of bidding: 9:00A.M.30th of November 2026
- (3) Delivery period: March 26, 2027
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Fukui Prefectural University, 4-1-1, Matsuokakenjoujima, Eihei town, Yoshida county, Fukui prefecture, 910-1195 Japan TEL 0776-61-6000

